

白馬村 第4期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（素案）について 資料2

計画の基本理念

お互いに人格と個性を尊重し合いながら誰もが地域で活躍し安心して暮らせる共生社会の実現

計画策定の背景・経過

令和5年度末に第3期白馬村障害者計画（平成30年～令和5年度）、第6期白馬村障害福祉計画（令和3年～令和5年度）、第2期白馬村障害児福祉計画（令和3年～令和5年度）が計画期間満了を迎えることから、次期計画の策定を行います

各計画の性格

障害者計画

障がい施策全般の基本的な方向性に関する計画

障害者計画で押さえてあるポイント

- 第3期障害者計画で定めたものを継続課題として引き続き定めることを基本とし、分散している小項目を集約することで、取り組むべき課題を明確化しています
- 集約し項目化したもの：保健・医療体制の充実、療育支援体制の充実、バリアフリー化の推進 など
- 成年後見制度利用促進計画の策定が市町村の努力義務となっており、3年前に第6期障害福祉計画の一部として一体的に策定しましたが、計画の性質上理念に係る部分が多いことから、第4期障害者計画において第3期障害者計画で定めた「権利擁護と差別解消の推進」を分離し、「成年後見制度の利用促進」として項目化し定めます。なお、内容について、成年後見制度利用促進は圏域として進めていることから、一定程度統一化したものとなっています

障害福祉計画及び障害児福祉計画で定める成果目標(厚生労働省の指針を基に整理し、素案から抜粋)

障害福祉計画

障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画

障害児福祉計画

障害児通所支援等の提供体制の確保、その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画

成果目標	基本指針に記載の内容	白馬村が目標とする事項
福祉施設の入所者の地域生活への移行	○施設入所者の6%以上が地域生活に移行 ○施設入所者数を5%以上削減	○施設入所者1人を地域生活に移行 ○施設入所者4人を3人に削減
地域生活支援の充実	○地域生活支援拠点等を整備 ○年1回以上運用状況等の検証及び検討 ○強度行動障害を有する者に関して、支援体制の整備	○圏域により1ヵ所確保している面的整備型の地域生活拠点等について運用状況の検証及び検討を圏域で実施 ○強度行動障害を有する者に関して、圏域で整備
福祉施設から一般就労への移行	○福祉施設（就労移行支援・就労継続支援など）から一般就労への移行者数を1.28倍以上 ○個別サービス毎に目標数値の設定	○就労移行支援事業所から2人、就労継続支援A型事業所から1人、就労継続支援B型事業所から1人、就労定着支援事業利用者2人を目標とする
相談支援体制の充実・強化等	○基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保 ○個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、体制を確保	○圏域により設置している基幹相談支援センターについて、基本指針別表に掲げている項目を圏域統一目標とする ○圏域で運営している自立支援協議会において、基本指針別表に掲げている項目を圏域統一目標とする
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の整備	○障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築	○都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等へ1人参加
障害児支援の提供体制の整備等	○児童発達支援センターなどを活用しながら、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築	○圏域で整備を進めていきながら、連携体制を構築していく

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
白馬村障害者計画	第4期計画					
白馬村障害福祉計画	第7期計画		第8期計画（予定）			
白馬村障害児福祉計画	第3期計画		第4期計画（予定）			